七十三イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
SGSブルガリア　ブルガリア　ソフィア市　ツアル・オスヴォボディテル大通り二十五A
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十四イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
ビオアグリツエルト・イタリア・ブルガリア　ブルガリア　プロヴディフ市　ベルグラッド通り二　オフィス三百五　三階
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十五イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
セルティシス・エスペーエルエル　ベルギー　ブリュッセル市　エスクリム大通り八十五
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十六イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
テュフノルトインテグラ・ベーヴェーベーアー　ベルギー　アントワープ市　ベルヒェム区　スターシー通り百六十四
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十七イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
エコグヴァランツヤ・ペーテーエルエー有限会社　ポーランド　ワルシャワ市　モゼレフスキエゴ通り二十七
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十八イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
(1)　ポルスキェ・ツェントルム・バダイン・イ・ツェルティフィカツイ株式会社　ポーランド　ワルシャワ市　クウォブツカ通り二十三A
(2)　ポルスキェ・ツェントルム・バダイン・イ・ツェルティフィカツイ株式会社　ポーランド　ピーワ市　シニャデツキフ通り五
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
七十九イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
エコセルト・ポルトガル単独有限会社　ポルトガル　ペニシェ市　アレシャンドレ　エルクラーノ通り六十八　一F　左側
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
サティヴァー地方開発株式会社　ポルトガル　リスボン市　ロバーロ　ゴウヴェイア通り一―一
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十一イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
セルチプラネット・農林水産証明単独有限会社　ポルトガル　ペニシェ市　ポルト　デペスカ通り　ロッテC十五―一
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十二イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
セルチス審査・証明株式会社　ポルトガル　エヴォラ市　ディアナ　デ　リズ通り　オルタ　ビスポ三百二十
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十三イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
アグリセルト商品証明株式会社　ポルトガル　エルヴァス市　ウルバニザサォン　ヴィラス　アケドゥト　アルフレッド　ミランテ通り一　一F左側
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十四イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
ヴィーデス・クヴァリターテ　ラトビア　サラスピルス市　サラスピルス地区　リガ通り百十三
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十五イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
エコアグロス　リトアニア　カウナス市　K．ドネライチオ通り三十三／A　ミッケヴィチャウス通り四十八
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品
八十六イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
(1)　株式会社チェルトロム　ルーマニア　イルフォブ地区　マグレレ市百十一　アトミシティロル道
(2)　株式会社チェルトロム　ルーマニア　ブカレスト市　五番区二百三十一A　カレア・トレイスプレゼチェ・セプテムブリエ道　十四階アパート五十四
ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
有機農産物及び有機農産物加工食品

○農林水産省告示第七百九十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十六条の規定に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第四条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十七号（独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

農林水産大臣　林　芳正